

不要電波を低減させることなどを目的として換装された新設タカン装置等について、換装計画に係る検討が十分でなかったため運用を開始することができない状況となっていて、所期の目的不達成

1件 不当金額(支出) 3億4388万円

1 契約等の概要

海上幕僚監部(以下「海幕」)は、戦術航法装置(以下「タカン装置」)から発射される不要電波を低減させることなどを目的として、硫黄島飛行場の既設タカン装置を新設タカン装置に換装する計画(以下「換装計画」)を定め、海幕等は、換装計画に基づいてタカン装置の換装等を実施している。そして、海幕が換装計画の管理等を、海上自衛隊硫黄島航空基地隊(以下「基地隊」)が換装等に係る作業工程(以下「作業工程」)の調整等を、それぞれ行うなどしている。

既設タカン装置のうち空中線装置(以下「既設空中線」)は通信鉄塔(高さ9.4m。以下「既設鉄塔」)の上に設置されている。換装計画では、新設タカン装置のうち空中線装置(以下「新設空中線」)を既設鉄塔から9.7mの位置に新たに建設する通信鉄塔(高さ4.0m。以下「新設鉄塔」、新設タカン装置と合わせて「新設タカン装置等」)の上に設置することとなっている。そして、北関東防衛局等は、換装計画に基づき、平成29年度から令和元年度までの間に、新設鉄塔を建設する契約を契約額1億7496万円で、新設タカン装置の送受信装置等を製造するなどの契約を契約額2億9376万円で、新設タカン装置を設置するなどの契約を契約額2205万円で締結して、計4億9077万円を支払っている。

タカン装置については、タカン装置の取扱説明書等(以下「設置基準等」)において、空中線装置から半径300m以内に空中線装置の電波放射部の下部以上の高さの障害物が存在しないことなどとなっており、また、航空保安無線施設等飛行点検実施規則等において、タカン装置を新設した場合は、航空自衛隊が実施する初度飛行点検を受け合格又は条件付合格と判定された場合でなければタカン装置の運用を開始してはならないことなどとなっている。

2 検査の結果

換装計画では、元年10月に新設タカン装置等の運用を開始することとなっていたが、新設タカン装置等は、同年9月に設置が完了していたものの、初度飛行点検において電波障害が発生して不合格と判定されたことから、運用が開始されていなかった。そして、上記電波障害の原因は、新設空中線から発射された電波が既設空中線及び既設鉄塔に当たって反射してしまうことなどであり、その対策としては、既設空中線及び既設鉄塔を撤去することなどが必要であると判明した。

そこで、換装計画は適切なものとなっていたかなどについて確認したところ、新設空中線の設置位置については、基地隊において、地形的な制限等の諸条件を満たす場所は限定されるとして、前記の位置に新設空中線を設置することに決定していた。一方、作業工程については、海幕において、既設タカン装置の運用を継続しつつ換装を進めるなどの方針を決定し、その方針に基づいて、基地隊が、新設タカン装置等を設置して初度飛行点検を受けた後に既設タカン装置及び既設鉄塔を撤去するという順序の工程を決定していた。そして、上記の新設空中線の設置位置と作業工程の両方が換装計画に反映された結果、既設空中線及び既設鉄塔の上部までの高さ12.4mに対して新設空中線の電波放射部の下部の高さは5.0mとなり、初度飛行点検を受ける時点において、設置基準等に照らして既設空中線及び既設鉄塔が新設空中線の障害物となる形で存在する状況となっていた。

しかし、タカン装置の換装等に当たっては、上記の状況とならないよう、訓練等の時期を踏まえて調整するなどして航空機の継続的な任務遂行態勢の確保に留意しつつ既設空中線及び既設鉄塔を初度飛行点検を受けるより前に撤去することとするなど作業工程等を十分に検討する必要があった。

したがって、新設タカン装置等は、換装計画に係る検討が十分でなかったため運用を開始することができない状況となっていたことから、所期の目的を達しておらず、前記の3契約に係る支払額のうち新設タカン装置等に係る支払額計3億4388万円が不当と認められる。